

環境教育等促進法基本方針に係る施策の実施状況(令和3年度分)一覧表

【青】学習、研修の実施、【赤】教材、学習プログラム等の提供、【黄】学習の場の整備・確保、【緑】ネットワークの整備、【紫】民間が行う取組の振興、【ピンク】普及啓発、【黒】その他

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象
2(2) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び、環境教育並びに協働取組の推進のための施策						
(2)① 学校、地域、社会等幅広い場における環境教育						
(2)①ア 学校における環境教育						
1	地域に存在する青少年教育施設、地域の自然や文化等地域社会に存在する資源、様々な社会経済活動、ビオトープや学校林等学校が有する施設を活用し、生活体験や自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動等の多様な体験活動を促進すること。	健全育成のための体験活動推進事業 児童生徒の健全育成等を目的として、宿泊体験活動を行う学校等における取組を支援する。	資料	文部科学省	自然	児童生徒
2	国や地方公共団体等が設置・運営している施設を体験活動の場として活用できるようにすること。	都市公園等における環境教育・環境学習の推進 国営公園など全国の都市公園において、公園管理者が地域や学校等と連携し、多様な環境教育・環境学習のプログラムを実践する場を提供した。また、これらのプログラムを実践する都市公園等の整備を推進した。	資料	国土交通省	自然	全部
		自然公園等事業等 国立公園等において、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然との多様なふれあいを推進するための施設整備を実施する。		環境省	自然	全部
		自然公園等利用ふれあい推進事業 「みどりの月間」を中心に年間を通じた各種行事の開催による自然とのふれあいに関する普及・啓発を行う。	参考	環境省	自然	—
3	児童生徒が環境問題、資源・エネルギーの問題について理解し、行動できるようにするため、環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の普及を図ること。	環境教育の実践・普及 米国の提唱する「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム(GLOBE)」への参加など、環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図る。	参考	文部科学省	全部	児童生徒
		環境教育体験活動優良事例の収集・公表 環境教育の体験活動の優良事例を収集し、公表する。	参考	環境省 (文部科学省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省)	全部	全部
4	ユネスコスクールをESDの拠点と位置付け、ユネスコスクールの学校間のネットワークを活用した交流・優良事例の共有や、多様なステークホルダーとの連携によるESDの実践等を通じて、教育手法の変革、教員・児童生徒の変容につながる取組を推進すること。	ユネスコ未来共創プラットフォーム事業 国内におけるユネスコスクールのネットワーク拠点として、ウェブサイトの運営や、ユネスコスクールの活動を始め各種情報提供、ユネスコスクール地方ブロック大会、全国大会を開催したほか、ユネスコスクールと多様なステークホルダー(大学、自治体、企業、NGO等)との連携を促進した。	参考	文部科学省	全部	全部
		SDGs達成の担い手育成(ESD)推進事業 SDGs実現の担い手育成を目的に、ESDを推進する教育手法の開発、教員の養成等について、大学、教育委員会等の取組を支援した。	参考	文部科学省	全部	全部

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象
5 学校施設を環境に配慮したものとするため、環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を充実すること。 環境を考慮した学校施設改修、緑化、ビオトープづくり等の施設整備を行い、その学校施設を活用した環境教育を進めること。 太陽光発電等の新エネルギー設備の導入や校舎等の断熱性の向上、地域の木材の活用等を支援し、児童生徒の環境負荷低減の取組への理解を深めること。 環境に配慮した学校施設づくりやそれを活用した環境教育において、学校周辺の住民が参加し、児童生徒と住民双方に学習効果を与えること。	環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進	学校施設を教材として活用し、地域の環境教育の発信拠点とするとともに、脱炭素社会の実現に向け、関係省庁と連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定している(令和3年度認定校数:39校)。認定を受けた学校は施設の整備事業を実施する際に、関係省庁より補助事業の優先採択などの支援を受けられる。文部科学省の支援としては、「地域脱炭素ロードマップ」に基づく脱炭素先行地域に立地する学校などのうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、8.0%の単価加算を実施している。	参考	文部科学省 (農林水産省、国土交通省、環境省)	脱炭素	児童生徒
	屋外教育環境施設の整備	子ども達の最も身近にある学校の屋外空間を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子ども達を育成するため、校庭の芝生化など学校の屋外教育環境の一体的な整備充実を図る。		文部科学省	自然	児童生徒
6 学校教職員の資質向上のため、教職員の環境教育への俯瞰的理解やカリキュラムマネジメント等の実践力の向上や学校全体の取組の向上に資する研修を実施すること。	教職員等環境教育リーダー養成研修	環境省、文部科学省が連携し、教職員等をはじめとする環境教育・学習の指導者に対する環境教育のリーダー研修を開催する。	参考 資料	環境省、文部科学省	—	—

(2)①イ 地域等幅広い場における環境教育の推進

7 8 地域や家庭において、地域の資源を学習素材として活用した環境教育を展開し、住民の意識を高めること。多様な体験活動の場や機会の充実を図ること。地域に住んでいる人や高齢者が持っている知恵をいかすこと。気候変動等については、全国的に取り組んでいくこと。 子どもの自然体験活動その他の体験活動の場や機会づくりを進めること。国立公園等における子どもの自然体験活動推進、自然体験の場となる都市公園等の整備への支援、子ども農山漁村交流プロジェクト、森の子くらぶ活動推進プロジェクト、「遊々の森」の設定、水田や水路等を学びの場として活用した体験の場づくり等を推進すること。 子どもをはじめとする住民が参加する生き物の調査等により体験活動の機会の確保に努めること。	体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト	体験活動の機会を充実させるための事業を実施するとともに、体験活動に関する普及啓発や調査研究、民間企業が実施する優れた取組に対しての顕彰事業等を実施することにより、社会全体で体験活動を通じた青少年の自立支援をより一層促進する。	資料	文部科学省	自然	児童生徒
	体験の機会の場の情報発信	体験の機会の場の申請促進、利用者拡大のため、情報提供を行う。	参考	環境省 (文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	全部	全部
	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進事業	全国・地域地球温暖化防止活動支援センターを通じて、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等を促進する方策や地球温暖化対策に関する調査及び普及啓発・広報活動等に加え、地域における中小企業等の脱炭素化に向けた関係団体との連携や事業者支援等を実施する。	参考	環境省	脱炭素	—
	自然公園等利用ふれあい推進事業	「みどりの月間」を中心に年間を通じた各種行事の開催による自然とのふれあいに関する普及・啓発を行う。	参考	環境省	自然	—
	都市公園等における環境教育・環境学習の推進	国営公園など全国の都市公園において、公園管理者が地域や学校等と連携し、多様な環境教育・環境学習のプログラムを実践する場を提供した。また、これらのプログラムを実践する都市公園等の整備を推進した。	資料	国土交通省	自然	全部

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象
	子ども農山漁村交流プロジェクト	農山漁村を人間の成長を支える教育の場として位置づけ、当該地域等における様々な体験を通じて子供達の生きる力を育むとともに、都市と農山漁村の交流を創出し、農山漁村に活力をもたらす観点から、農山漁村における宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施する。	参考	環境省・文部科学省・農林水産省(内閣官房、総務省)	自然	児童生徒
	「遊々の森」の設定・活用	国有林野において協定の締結により継続的に体験活動が展開できる場を積極的に提供し、学校等による森林環境教育の推進に寄与する。		農林水産省	自然	児童生徒
	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	教育委員会や市民団体等と連携して選定した水辺において、子どもたちの河川の利用を促進し、地域における子どもたちの体験活動の充実を図るため、情報発信や資機材の提供、環境教育を行う人材の紹介などについて支援する。		国土交通省(文部科学省、環境省)	自然	児童生徒
	水辺の楽校プロジェクト	「子どもの水辺」再発見プロジェクトの趣旨に鑑み、子どもたちの河川利用の促進、体験活動の充実を図るにあたって水辺の整備が必要となる場合について、当該河川を整備し「水辺の楽校」として登録することにより、活動のより一層の推進を図るとともに、必要に応じて河川管理者が河川等の整備を行う。		国土交通省	自然	児童生徒
	エコツーリズム総合推進事業	エコツーリズム推進法に基づき、エコツーリズムに取り組む地域への支援、全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発、広報活動等を総合的に実施。	参考	環境省	自然	—
	市民緑地制度	市民緑地契約制度により、土地、人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体等との市民緑地契約の締結による緑地や緑化施設の公開を促進した。また、平成29年度に創設された市民緑地認定制度により、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進した。	参考 参考	国土交通省	自然	全部
	緑地保全等事業	行為の制限により土地の利用に著しい支障をきたす場合、土地の所有者は都道府県(市の区域にあたっては、当該市。)に対し、買入れの申出を行うことが出来、それに対する、都道府県、市町村あるいは緑地保全・緑化推進法人による土地の買入れを促進した。特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行うことができる。	参考	国土交通省	自然	全部
	民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業のうちウッド・チェンジにつながる木材利用の理解醸成	各地域のNPOや地域グループ等多様な関係者と連携し木育を実施するとともに、木育への取組を拡大し、木づかい運動への理解を高めるような先駆的・先導的で波及効果の期待できる木育活動を実施する。		農林水産省	自然	全部

【青】学習、研修の実施、【赤】教材、学習プログラム等の提供、【黄】学習の場の整備・確保、【緑】ネットワークの整備、【紫】民間が行う取組の振興、【ピンク】普及啓発、【黒】その他

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象
	森林・林業体験交流促進対策 (森林環境教育プログラム)	国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため、学校等を対象とした学習・体験プログラムを作成する。		農林水産省	自然	児童生徒
	森林・林業体験交流促進対策 (子どもたちの森林内での多様な体験活動の受け入れが可能な施設)	国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため、安全かつ効果的な学習・体験に必要な歩道や標識などの施設整備を実施する。		農林水産省	自然	児童生徒
	森林・林業新規就業支援対策 のうち未来の林業を支える林業後継者養成事業	次代の林業を担う人材の育成・確保を図るため、小学生等を対象とした森林環境教育等、地域資源の活用や林業後継者の養成等の意欲的な取組を行う林業グループ等を支援。		農林水産省	自然	児童生徒
	グリーンインフラを活用した砂防事業の利活用	環境教育の推進のため、土砂災害から住宅等を保全するための斜面对策に斜面緑化工などのグリーンインフラを活用した工法を取り入れ、実施にあたっては地域住民と連携した樹林整備を実施した。		国土交通省	自然	—
	海辺の環境教育の推進	市民等の関係者が連携し、全国のみなとで「命を育む」ブルーインフラ(藻場・干潟等)の創出・再生・保全等の取組を進め、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図る。		国土交通省	自然	全部
	海洋環境保全教室等の開催	海洋環境保全思想の普及を図るため、若年層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室等を開催するとともに、海事・漁業関係者を対象として、油等の排出防止、廃棄物及び廃船の適正処理等について指導・啓発を行う海洋環境保全講習会等を開催する。	資料	国土交通省	自然	—
	循環型社会に向けた普及啓発事業の実施	3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する各種取組の紹介や循環型社会推進功労者の表彰等により、国民の意識向上や具体的な行動を促し、循環型社会の形成を推進するため、NPO、産業界、地域住民、事業者の参加を得て全国的な規模で普及啓発事業を展開し、循環型社会の形成を推進する(3R推進全国大会と地方セミナーの実施)。	参考	環境省	循環	—
	容器包装リサイクル推進事業	容器包装廃棄物排出抑制推進員(3R推進マイスター)が実施する容器包装廃棄物の排出を抑制するための活動を支援する。	参考	環境省	循環	全部
	地域の子育て世代との対話事業(子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査))	子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の研究成果として、将来親になる世代や子育て世代等の方々が、化学物質のリスクについて対話することを通じ、化学物質のリスクに向き合い、寄り添い支え合う環境を作るための取組を実施。	資料	環境省	その他	全部

【青】学習、研修の実施、【赤】教材、学習プログラム等の提供、【黄】学習の場の整備・確保、【緑】ネットワークの整備、【紫】民間が行う取組の振興、【ピンク】普及啓発、【黒】その他

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象
	水俣病問題の環境学習等推進事業	水俣病関係県等が実施する、環境教育の現場における水俣病問題に関する環境学習プログラムの作成、環境学習の実践、水俣病問題の伝承等に取り組む人材育成及び環境学習拠点の整備等の事業に対し支援を行う。		環境省	その他	児童生徒
	水俣病発生地域次世代育成支援事業	水俣病発生地域の子どもたちが、水俣病の実情や、水俣病の経験を踏まえた環境保全活動への取組等について学習を行い、国内外に向けて水俣病の経験と教訓を語り継ぎ発信していく担い手として活動できるような事業に対し支援を行う。		環境省	その他	児童生徒
	MOYAIイニシアティブに基づく次世代育成支援事業	水銀に関する水俣条約を踏まえて水銀管理の重要性を国内外に発信する中学生・高校生の活動を支援するとともに、活動の輪を広げるための学習プログラムを作成する。	参考 参考	環境省	その他	児童生徒
	「環境首都水俣」創造事業	水俣病問題の解決の為には、地域の再生・融和、地域の振興・雇用の確保に関する取組の加速化が不可欠である。水俣・芦北地域では水俣病関連施設、環境に対する高い市民の意識や蓄積された環境産業技術、美しい自然など地域の有形無形の環境資源を発展的に活用した「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域作り」を目指し、様々な環境政策を通じて地域振興・地域社会の絆の修復等に資する事業を行う。		環境省	—	—
	水生生物を指標とした簡易水質調査	河川に生息する水生生物の生息状況は水質汚濁の影響を反映する。これらを指標とした水質の簡易調査を通じて身近な自然に接することで環境問題への関心を高めるよい機会となることから、小学校や市民団体等の参加を得て昭和59年度から継続して全国水生生物調査を実施している。		国土交通省 (環境省)	自然	全部
	身近な水環境の全国一斉調査	全国の市民団体等と国土交通省が協働で、全国一斉に統一された簡易的な手法で河川を中心とする身近な水辺の水質調査を毎年行い、その結果を地図上にわかりやすくまとめた水環境マップを作成するなど、身近な水環境に関する理解と関心を深める。	参考	国土交通省	自然	全部

	基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
						分野	対象
9	地球環境基金、「子どもゆめ基金」事業、河川基金等の活用等により民間団体等が実施する子どもの体験活動の支援を進めること。	地球環境基金による民間活動助成事業	国の出資及び民間の拠出による独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金」により、環境保全に係るNGO活動に対して活動資金を助成する。	参考	環境省	全部	全部
		子どもゆめ基金	独立行政法人国立青少年教育振興機構の「子どもゆめ基金」事業により、民間団体等が実施する様々な子どもの体験活動等への支援を行う。	資料	文部科学省	全部	児童生徒
		河川基金	地方公共団体、各種法人、団体、小中高等学校などが実施する、河川・ダムなどへの国民の理解を深める活動や、河川を活かした環境教育活動などに対し、助成を行う。		国土交通省	自然	全部
10	関係府省が連携して、学校施設を住民等の様々な主体が連携した地域ぐるみの環境教育の場として活用し、こうした取組を全国へ一層普及していくこと。 また、社会教育施設を中心として、様々な機関等が連携して住民自らが地域課題を解決していく「仕組みづくり」を推進することなどにより、地域における環境教育の取組を支援すること。	国立青少年教育施設における指導者養成及び自然体験活動等の機会と場の提供	独立行政法人国立青少年教育振興機構の国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青少年交流の家(13施設)、国立青少年自然の家(14施設)において、青少年の自然体験活動を支援する指導者の養成を行うとともに、立地条件や各施設の特色をいかした自然体験活動等の機会と場を提供する。	資料	文部科学省	自然	児童生徒
11	ユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークを自然と人間の共生を実現するモデル地域として広く周知するとともに、ESDの実践の場としてこれらの地域における環境教育の取組を支援すること。	ユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークとESDとの連携促進	「ユネスコ未来共創プラットフォーム事業」において、ユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークを活用したESDとの連携を含めた取組を支援。	参考	文部科学省	自然	全部

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象
12 国民の参加意欲を喚起するため、グッドプラクティスの収集・周知・表彰、実践者の交流の機会や場の提供、地方公共団体や企業との連携強化、情報発信の強化、「体験の機会」のPR等を行うこと。 幼少期の自然保育活動の優良事例の展開や表彰等により、幼少期の取組を活性化すること。	グッドライフアワード	全国各地で実践されている持続可能な社会を目指した取組を募集・表彰し、優秀な取組をウェブサイト等を通じて広く社会に発信していくことで、「環境」・「経済」・「社会」を統合的に向上させ、地域循環共生圏の構築に資する新たなライフスタイルの構築及びその波及を目指す。	参考	環境省	脱炭素、自然、循環	全部
	地球環境パートナーシッププラザ運営	市民・NGO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップの形成促進を図るため、国連大学と共同で東京・青山に設置。環境保全等に係る情報の収集・提供、交流・意見交換の場の提供、各主体間のパートナーシップ形成の支援等を実施する。	参考	環境省	全部	全部
	地方環境パートナーシップ推進事業	地域のNPO、企業等における環境保全活動等に関する情報提供、各社会主体間のパートナーシップ形成の支援やNPO等の交流・意見交換の場等の拠点として、全国7箇所に設置した地方環境パートナーシップオフィスにおいてパートナーシップ促進のための事業を実施する。	参考	環境省	全部	全部
	ESD活動支援センター	ESD活動に取り組む様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるよう、文部科学省や関係団体と連携して、ESD活動支援センター及び地方ESD活動支援センター(全国8か所)を開設しESDに関する情報収集・発信、地域間の連携・ネットワークの構築に向けた取組を実施。	参考	環境省、文部科学省	全部	全部
	環境教育等促進法に基づく情報発信事業	教職員や子ども達など幅広い層を対象に、環境教育の教材やコンテンツ等を提供する「環境学習STATION」等を運用する。	参考	環境省	全部	全部
	体験の機会場の情報発信	体験の機会場の申請促進、利用者拡大のため、情報提供を行う。	参考	環境省 (文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	全部	全部
	環境教育体験活動優良事例の収集・公表	環境教育の体験活動の優良事例を収集し、公表する。	参考	環境省 (文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	全部	全部

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象

(2)①ウ 若者の社会参加の促進

13 環境活動を行う高校生や大学生に対し、関係省庁が連携して、環境教育やESDの要素を取り入れながら、活動の充実を図るための機会の提供等を行うこと。 多様な社会課題の解決に取り組む若年層に対して、普及啓発施策の強化、高校生や大学生のネットワーク化の促進、体験の機会の場を活用した学びの提供等を行うこと。	全国ユース環境活動発表大会	環境活動を行っている全国の高校生を対象として、環境活動事例を発表する場を設けるとともに、高校生同士のワークショップ等を行うことによって、しっかりと実践活動をサポートします。優良な取組を行っている高校に対しては、環境大臣賞等の授与を行う。	参考	環境省	全部	児童生徒
	ESD活動支援センター	ESD活動に取り組む様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるよう、文部科学省や関係団体と連携して、ESD活動支援センター及び地方ESD活動支援センター(全国8か所)を開設しESDに関する情報収集・発信、地域間の連携・ネットワークの構築に向けた取組を実施。	参考	環境省、文部科学省	全部	全部
	国連大学拠出金(国連大学ESDプログラム推進事業費)	国連大学が実施するアジア太平洋地域における環境大学院ネットワーク(ProSPER.NET)の構築等の事業を支援する。		環境省	全部	若年層
	日中韓環境協力推進	日中韓三カ国の大学生等によるワークショップの開催等により、三カ国における持続可能な開発を担う環境人材の育成を推進する。		環境省	全部	若年層
	地域循環共生圏創造を担うローカルSDGsリーダー研修	地域循環共生圏の形成と各地域におけるSDGsの達成を目指して主体的に地域課題解決に取り組む次世代リーダーを養成する。	参考	環境省	全部	若年層、社会人以降
	体験の機会の場の情報発信	体験の機会の場の申請促進、利用者拡大のため、情報提供を行う。	参考	環境省 (文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	全部	全部

(2)①エ 人材の育成・活用

14 地域社会において環境教育を担う人材の育成を進めること。	教職員等環境教育リーダー養成研修	環境省、文部科学省が連携し、教員等をはじめとする環境教育・学習の指導者に対する環境教育のリーダー研修を開催する。	参考資料	環境省、文部科学省	—	—
	自然資源を活かすエコツーリズム・インタープリテーションの人材育成支援事業	自然資源を活用して地域活性化に取り組む地域を対象に、ビジターセンターなどの拠点施設のスタッフ、体験プログラム・エコツアーなどを企画、実施する事業者やガイド、コーディネーターなど、地域における持続可能な仕組み構築に向けた中核となる人材の育成支援を行う。	参考	環境省	—	—

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象
15 国立青少年教育施設や関係府省の地方支分部局等において、生活体験活動や自然体験活動等の場、多様な活動の機会の提供等の取組を一層充実させること。	国立青少年教育施設における指導者養成及び自然体験活動等の機会と場の提供	独立行政法人国立青少年教育振興機構の国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青少年交流の家(13施設)、国立青少年自然の家(14施設)において、青少年の自然体験活動を支援する指導者の養成を行うとともに、立地条件や各施設の特色をいかした自然体験活動等の機会と場を提供する。	資料	文部科学省	自然	児童生徒
	自然公園等利用ふれあい推進事業	「みどりの月間」を中心に年間を通じた各種行事の開催による自然とのふれあいに関する普及・啓発を行う。	参考	環境省	自然	—
	「遊々の森」の設定・活用	国有林野において協定の締結により継続的に体験活動が展開できる場を積極的に提供し、学校等による森林環境教育の推進に寄与する。		農林水産省	自然	児童生徒
	森林・林業体験交流促進対策	国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動とも連携し、歩道や標識などの施設整備及び学習・体験プログラムの作成を実施する。		農林水産省	自然	児童生徒
16 自然共生研究センター等の環境研究施設を活用した研修会の開催等により、生活体験活動や自然体験活動を支援する指導者の養成及びその質の向上を推進すること。	自然共生研究センターにおける研修	河川環境従事者等の指導者の養成に向けた環境教育(河川環境)を実施する。		国土交通省	—	—
17 学校や地域における環境教育において、環境の専門家や地域の環境リーダーの参加を得て行うことを進めること。	化学物質アドバイザー派遣事業	化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図るリスクコミュニケーションを促進するため、中立的な立場で化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行う人材である「化学物質アドバイザー」を派遣する。	参考	環境省	その他	全部
	環境カウンセラー事業	環境カウンセラーへの新規登録希望者の受付・選考を行うとともに、環境カウンセラーの活動の支援や研修の実施、活動報告等のとりまとめ等を行う。	参考	環境省	全部	全部
18 人材認定等事業等により育成・認定された人材等が学校や地域において活用されるよう情報の提供を行うとともに、特別非常勤講師制度等の活用を進めること。	人材認定等事業等の登録、情報提供	環境教育等促進法に基づく人材認定等事業の審査、登録を実施するとともに、ホームページで情報提供を行う。	参考	環境省 (文部科学省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省)	全部	全部

【青】学習、研修の実施、【赤】教材、学習プログラム等の提供、【黄】学習の場の整備・確保、【緑】ネットワークの整備、【紫】民間が行う取組の振興、【ピンク】普及啓発、【黒】その他

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象
19 学校外の専門家や民間団体、事業者等と教職員との効果的な連携を進めること。教職員のコーディネーターとしての能力向上を図ること。	環境カウンセラー事業	環境カウンセラーへの新規登録希望者の受付・選考を行うとともに、環境カウンセラーの活動の支援や研修の実施、活動報告等のとりまとめ等を行う。	参考	環境省	全部	全部
	教職員等環境教育リーダー養成研修	環境省、文部科学省が連携し、教員等をはじめとする環境教育・学習の指導者に対する環境教育のリーダー研修を開催する。	参考 資料	環境省、文部科学省	—	—
(2)①オ プログラムの整備						
20 各主体が連携・協力し、体系的なプログラム整備を図ること。プログラムは地域の特性に応じて作成、改良、応用されること。	国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業	国立公園等における子どもの自然体験活動の推進体制の強化及び受入体制の強化を図ることを目的に、受入地域での体制づくりや、プログラム開発などの支援を行う。		環境省	自然	児童生徒
	森林・林業体験交流促進対策(森林環境教育プログラム)	国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため、学校等を対象とした学習・体験プログラムを作成する。		農林水産省	自然	児童生徒
	水俣病問題の環境学習等推進事業	水俣病関係県等が実施する、環境教育の現場における水俣病問題に関する環境学習プログラムの作成、環境学習の実践、水俣病問題の伝承等に取り組む人材育成及び環境学習拠点の整備等の事業に対し支援を行う。		環境省	その他	児童生徒
	MOYAIイニシアティブに基づく次世代育成支援事業	水銀に関する水俣条約を踏まえて水銀管理の重要性を国内外に発信する中学生・高校生の活動を支援するとともに、活動の輪を広げるための学習プログラムを作成する。	参考 参考	環境省	その他	児童生徒
21 様々な主体が作成した環境教育プログラムや指導資料についてインターネット等を活用し共有・周知すること。	環境教育等促進法に基づく情報発信事業	教職員や子ども達など幅広い層を対象に、環境教育の教材やコンテンツ等を提供する「環境学習STATION」を運用する。	参考	環境省	全部	全部

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象
22 児童生徒や教職員が活用できるような環境教育に関する指導資料等の開発、普及を推進すること。	国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)推薦「子ども向け図書」「生物多様性の本箱」～みんなが生きものをつながる100冊	国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)(事務局:環境省)では、生物多様性の理解や普及啓発、環境学習にも役立つものとして、UNDB-J推薦「子供向け図書」(愛称:「生物多様性の本箱」～みんなが生きものをつながる100冊～)を選定。令和3年3月末現在、全国245箇所の施設・図書館において「生物多様性の本箱」展示と、経団連自然保護協議会から各種施設への寄贈を行っている。(令和3年10月事業を終了)		環境省	自然	児童生徒
	環境教育等促進法に基づく情報発信事業	教職員や子ども達など幅広い層を対象に、環境教育の教材やコンテンツ等を提供する「環境学習STATION」等を運用する。	参考	環境省	全部	全部
	人材認定等事業等の登録、情報提供	環境教育等促進法に基づく人材認定等事業の審査、登録を実施するとともに、ホームページで情報提供を行う。	参考	環境省 (文部科学省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省)	全部	全部
	SDGs達成の担い手育成(ESD)推進事業	国内の教育現場におけるSDGs達成の担い手を育む多様な教育活動(ESD)を支援し、担い手に必要な資質・能力の向上を図る。	参考	文部科学省	全部	全部
23 環境教育のプログラムのみならず、指導者等を育成する多様なプログラムの普及を促進すること。地域で環境教育等の取組を企画・実践できる人材育成のため、指導者等を育成する多様な研修プログラムの充実、提供を図ること。	教職員等環境教育リーダー養成研修	環境省、文部科学省が連携し、教員等をはじめとする環境教育・学習の指導者に対する環境教育のリーダー研修を開催する。	参考 資料	環境省、文部科学省	—	—

(2)①カ 情報の提供

24 人材、教材、施設等に関してインターネット等を活用した情報共有システムを構築すること。地方公共団体、民間団体等の環境教育に関する情報を収集、分析、整理し、インターネット等を活用して、広く国民に提供すること。	環境教育等促進法に基づく情報発信事業	教職員や子ども達など幅広い層を対象に、環境教育の教材やコンテンツ等を提供する「環境学習STATION」等を運用する。	参考	環境省	全部	全部
	ホームページ等における環境教育の参考となる情報発信	教職員や子ども達など幅広い層を対象に、環境教育の教材やコンテンツ等を提供している。		国土交通省	—	—

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象

(2)①キ 各主体の連携

25	各主体による協働取組を推進するために必要な情報が各主体に行き渡るよう情報提供に努めるとともに、地域における活動のコーディネーターを育成し、地域で活躍できるよう支援すること。	地球環境パートナーシッププラザ運営	市民・NGO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップの形成促進を図るため、国連大学と共同で東京・青山に設置。環境保全等に係る情報の収集・提供、交流・意見交換の場の提供、各主体間のパートナーシップ形成の支援等を実施する。	参考	環境省	全部	全部
		地方環境パートナーシップ推進事業	地域のNPO、企業等における環境保全活動等に関する情報提供、各社会主体間のパートナーシップ形成の支援やNPO等の交流・意見交換の場等の拠点として、全国7箇所を設置した地方環境パートナーシップオフィスにおいてパートナーシップ促進のための事業を実施する。	参考	環境省	全部	全部
		ESD活動支援センター	ESD活動に取り組む様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるよう、文部科学省や関係団体と連携して、ESD活動支援センター及び地方ESD活動支援センター(全国8か所)を開設しESDに関する情報収集・発信、地域間の連携・ネットワークの構築に向けた取組を実施。	参考	環境省、文部科学省	全部	全部
		環境カウンセラー事業	環境カウンセラーへの新規登録希望者の受付・選考を行うとともに、環境カウンセラーの活動の支援や研修の実施、活動報告等のとりまとめ等を行う。	参考	環境省	全部	全部
26	都道府県又は市町村が、環境部局と教育部局や教育委員会、その他の関係部局から構成される環境教育等推進協議会を組織する場合、各部局の連携が推進されるよう助言を行うこと。	環境教育等地方自治体担当者会議等の開催	自治体環境教育担当者会議を開催し、各自治体の取組事例について情報共有を図る。		環境省 (文部科学省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省)	—	—

(2)①ク 環境教育の更なる改善に向けた調査研究

27	環境教育の実施状況、内容や方法についての国内外の調査研究を行い、環境教育の改善に努めること。また、調査研究結果を幅広く提供し、環境教育や指導者育成のための研修にいかしていくこと。	都道府県・政令市に対する環境教育関連施策の調査	都道府県・政令指定都市に対して、環境教育等に関する調査を行い、とりまとめている。		環境省	—	—
		省庁に対する環境教育関連施策の調査	環境教育等促進法の主務省に対して、環境教育等に関する調査を行い、とりまとめている。		環境省	—	—

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象

(2)② 職場における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組

28 環境負荷低減、職場で取り組まれる施策や事業をより環境に良いものにする。 環境保全の取組を外部から見えやすくするためにISO14001やエコアクション等の環境マネジメントシステムを活用すること。	社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)	緑の保全・創出活動による社会や環境への貢献度を評価・認定する社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)を普及・活用し、事業者の緑に関する積極的な取組を推進した。	参考	国土交通省	自然	全部
	環境マネジメントシステムの普及促進等	主として中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21(EA21)の普及を促進。(参考1:「エコアクション21ガイドライン」、参考2:「パンフレット」、参考3:「事例集」)	参考1 参考2 参考3	環境省	脱炭素	—
	環境マネジメントシステムを活用した生物多様性保全活動の促進	企業や投資家などによる民間参画を推進するため、ISOとして新規に設立されたTC331(生物多様性に関する委員会)に専門家を派遣するとともに、国内審議委員会を設立し、生物多様性に関する標準化活動を推進した。TC331で作成される生物多様性に関する規格の普及を図り、企業や投資家の活動を促進する。	参考	環境省	自然	若年層、社会人以降
	経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進	企業や投資家などによる民間参画を推進するため、「生物多様性民間参画事例集」及び「企業情報開示のグッドプラクティス集」を公表し、生物多様性民間参画ガイドラインの改訂(第三版)に向けた検討を開始した。さらに民間レベルの国際枠組に関する動向の情報収集と整理を行い、生物多様性の保全に意欲的に取り組む企業へ情報提供を行った。	参考	環境省	自然	—

(2)②ア 環境に関する研修等の充実

29 所管する独立行政法人等及び地方公共団体の職員、とりわけ市区町村の職員に対し、職員に対する研修において環境に関する講座を設けることについて働きかけること。	環境教育等地方自治体担当者会議等の開催	必要に応じ会議等の場において働きかけを行う。		環境省 (文部科学省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省)	—	—
30 事業者の従業員に対する環境教育等の実施について、表彰制度を通じて、受賞事例の展開や体験の機会の場の活用促進等を通じて、企業における環境教育等の機運を高めること。	グッドライフアワード	全国各地で実践されている持続可能な社会を目指した取組を募集・表彰し、優秀な取組をウェブサイト等を通じて広く社会に発信していくことで、「環境」・「経済」・「社会」を統合的に向上させ、地域循環共生圏の構築に資する新たなライフスタイルの構築及びその波及を目指す。	参考	環境省	脱炭素、自然、循環	全部
	体験の機会の場の情報発信	体験の機会の場の申請促進、利用者拡大のため、情報提供を行う。	参考	環境省 (文部科学省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省)	全部	全部

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象

(2)②イ 多様な環境保全活動への参加促進とそれを通じた学びの推進

31 若者、社会人、定年を控えた方等を対象に多様な環境保全活動への参加の機会を提供し、活動を通じた学びを促進する。	地球環境パートナーシッププラザHP等による情報提供	環境省が国連大学と共同で設置する地球環境パートナーシッププラザのホームページ、啓発ツール等でボランティアに関する情報提供等を実施。	参考	環境省	全部	—
	地球環境パートナーシッププラザ運営	市民・NGO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップの形成促進を図るため、国連大学と共同で東京・青山に設置。環境保全等に係る情報の収集・提供、交流・意見交換の場の提供、各主体間のパートナーシップ形成の支援等を実施する。	参考	環境省	全部	全部
	地方環境パートナーシップ推進事業	地域のNPO、企業等における環境保全活動等に関する情報提供、各社会主体間のパートナーシップ形成の支援やNPO等の交流・意見交換の場等の拠点として、全国7箇所に設置した地方環境パートナーシップオフィスにおいてパートナーシップ促進のための事業を実施する。	参考	環境省	全部	全部
	ESD活動支援センター	ESD活動に取り組む様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるよう、文部科学省や関係団体と連携して、ESD活動支援センター及び地方ESD活動支援センター(全国8か所)を開設しESDに関する情報収集・発信、地域間の連携・ネットワークの構築に向けた取組を実施。	参考	環境省、文部科学省	全部	全部

(2)②ウ 情報の提供、表彰

32 従業員向けの環境教育等に関して助言や指導を行うことができる人材を環境カウンセラーとして登録、公表すること。	環境カウンセラー事業	環境カウンセラーへの新規登録希望者の受付・選考を行うとともに、環境カウンセラーの活動の支援や研修の実施、活動報告等のとりまとめ等を行う。	参考	環境省	全部	全部
33 民間団体、事業者、政府、行政等が育成又は認定している環境保全に関する指導者についての情報も広く提供すること。	人材認定等事業等の登録、情報提供	環境教育等促進法に基づく人材認定等事業の審査、登録を実施するとともに、ホームページで情報提供を行う。	参考	環境省 (文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	全部	全部
	化学物質アドバイザー派遣事業	化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図るリスクコミュニケーションを促進するため、中立的な立場で化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行う人材である「化学物質アドバイザー」を派遣する。	参考	環境省	その他	全部
34 積極的に従業員向けの環境教育、環境保全の意欲の増進、環境保全活動の支援を行っている事業者に対し、表彰その他により支援すること。	グッドライフアワード	全国各地で実践されている持続可能な社会を目指した取組を募集・表彰し、優秀な取組をウェブサイト等を通じて広く社会に発信していくことで、「環境」・「経済」・「社会」を統合的に向上させ、地域循環共生圏の構築に資する新たなライフスタイルの構築及びその波及を目指す。	参考	環境省	脱炭素、自然、循環	全部

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象

(2)③ 環境教育等支援団体の指定 / ④ 人材育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供

35	民間ならではの良さを損なうことのない運用を図ること。また、制度の実効性を高めるため、事業概要や成果等について広く周知する、マークを作成するなど、認知度の向上に努めること。	環境教育等支援団体指定制度、人材認定等事業登録制度の適切な運用	環境教育等促進法に基づく環境教育等支援団体及び人材認定等事業の審査、登録を実施するとともに、ホームページで情報提供を行う。(参考1:環境教育等支援団体の指定制度、参考2:人材認定等事業の登録制度)	参考1 参考2	環境省 (文部科学省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省)	全部	全部
----	---	---------------------------------	--	----------------	--	----	----

(2)⑤拠点機能整備

(2)⑤ア 政府の拠点機能整備

36	地球環境パートナーシッププラザや地方環境パートナーシップオフィスを活用し、世代を超えた環境教育や協働取組の促進等に取り組むこと。また、ESD活動支援センター(全国・地方)を中心にESD推進のためのネットワークを構築すること。	地球環境パートナーシッププラザ運営	市民・NGO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップの形成促進を図るため、国連大学と共同で東京・青山に設置。環境保全等に係る情報の収集・提供、交流・意見交換の場の提供、各主体間のパートナーシップ形成の支援等を実施する。	参考	環境省	全部	全部
		地方環境パートナーシップ推進事業	地域のNPO、企業等における環境保全活動等に関する情報提供、各社会主体間のパートナーシップ形成の支援やNPO等の交流・意見交換の場等の拠点として、全国7箇所を設置した地方環境パートナーシップオフィスにおいてパートナーシップ促進のための事業を実施する。	参考	環境省	全部	全部
		ESD活動支援センター	ESD活動に取り組む様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるよう、文部科学省や関係団体と連携して、ESD活動支援センター及び地方ESD活動支援センター(全国8か所)を開設しESDに関する情報収集・発信、地域間の連携・ネットワークの構築に向けた取組を実施。	参考	環境省、文部科学省	全部	全部

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象
37 関係府省の地方支分部局等における、環境教育等に関する情報の収集・提供、民間団体や地方公共団体等との協力を推進すること。 防災ステーション等における地域のニーズを反映した環境教育等の支援機能の整備を進めること。 各地にある拠点の充実・機能強化、拠点間の連携の促進を図ること。	国立青少年教育施設における指導者養成及び自然体験活動等の機会と場の提供	独立行政法人国立青少年教育振興機構の国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青少年交流の家(13施設)、国立青少年自然の家(14施設)において、青少年の自然体験活動を支援する指導者の養成を行うとともに、立地条件や各施設の特色をいかした自然体験活動等の機会と場を提供する。	資料	文部科学省	自然	児童生徒
	都市公園等における環境教育・環境学習の推進	国営公園など全国の都市公園において、公園管理者が地域や学校等と連携し、多様な環境教育・環境学習のプログラムを実践する場を提供した。また、これらのプログラムを実践する都市公園等の整備を推進した。	資料	国土交通省	自然	全部
	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	教育委員会や市民団体等と連携して選定した水辺において、子どもたちの河川の利用を促進し、地域における子どもたちの体験活動の充実を図るため、情報発信や資機材の提供、環境教育を行う人材の紹介などについて支援する。		国土交通省 (文部科学省、環境省)	自然	児童生徒
	水辺の楽校プロジェクト	「子どもの水辺」再発見プロジェクトの趣旨に鑑み、子どもたちの河川利用の促進、体験活動の充実を図るにあたって水辺の整備が必要となる場合について、当該河川を整備し「水辺の楽校」として登録することにより、活動のより一層の推進を図るとともに、必要に応じて河川管理者が河川等の整備を行う。		国土交通省	自然	児童生徒
	森林ふれあい推進センターでの取組	森林ふれあい推進センターにおいて、国有林野を活用して教育関係者等が行う森林環境教育に対する技術指導その他の支援を行う。		農林水産省	自然	全部
	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進事業	全国・地域地球温暖化防止活動支援センターを通じて、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等を促進する方策や地球温暖化対策に関する調査及び普及啓発・広報活動等に加え、地域における中小企業等の脱炭素化に向けた関係団体との連携や事業者支援等を実施する。	参考	環境省	脱炭素	—

(2)⑤イ 地方公共団体の拠点機能整備に対する支援

38	地方公共団体が行う拠点の整備や運営に関し、全国各地の取組事例や人的資源に関する情報交換等を通じて、地方公共団体の拠点が有効に運用されるよう支援を行うこと。	地球環境パートナーシッププラザ運営 地方環境パートナーシップ推進事業	地球環境パートナーシッププラザ・地方環境パートナーシップオフィスの運営等を通じて国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組を行うために、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行う。(参考1:地球環境パートナーシッププラザ、参考2:地球環境パートナーシップオフィス)	参考1 参考2	環境省	全部	全部
39	拠点を効果的に運営できるよう、環境調査研修所等において研修を様々な形で開催し、地方公共団体の拠点を担う人材を育成していくこと。	環境教育研修	国・地方公共団体等において、環境教育・学習に関する業務を担当する職員及びNPO等と連携して業務を行っている職員を対象に、実践のための専門的な知識・技術の習得を目的として集合研修を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大とそれに伴う緊急事態宣言により中止。オンライン研修の形で、動画配信及びwebexを使用したグループ討議を行った。		環境省	—	—

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象

(2)⑥ 体験の機会の場の認定

40	地方公共団体と連携して、認定促進を図ること。環境教育等に関する研修、イベント等での積極的な場の活用や、認定事業者の実践事例等の発信をすること。	環境教育等促進法に基づく情報発信事業	教職員や子ども達など幅広い層を対象に、環境教育の教材やコンテンツ等を提供する「環境学習STATION」等を運用する。	参考	環境省	全部	全部
		体験の機会の場の情報発信	体験の機会の場の申請促進、利用者拡大のため、情報提供を行う。	参考	環境省 (文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	全部	全部
		教職員等環境教育リーダー養成研修	環境省、文部科学省が連携し、教職員等をはじめとする環境教育・学習の指導者に対する環境教育のリーダー研修を開催する。	参考資料	環境省、文部科学省	—	—
		地方公共団体環境教育担当者会議の開催	地方公共団体の環境教育担当者を対象とした会議を毎年実施し、情報提供を進める。		各省	—	—

(2)⑦ 各主体間の協働取組の在り方の周知

41	政府自らの又は地域における協働取組の事例、地方公共団体の協働取組の指針等について調査し、結果を提供すること。また、環境保全に関する協働取組の在り方について共通理解が広まるよう検討し、実践の場を通じた取組を進めること。	地球環境パートナーシッププラザ運営	市民・NGO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップの形成促進を図るため、国連大学と共同で東京・青山に設置。環境保全等に係る情報の収集・提供、交流・意見交換の場の提供、各主体間のパートナーシップ形成の支援等を実施する。	参考	環境省	全部	全部
		都道府県・政令市に対する環境教育関連施策の調査	都道府県・政令指定都市に対して、環境教育等に関する調査を行い、とりまとめている。		環境省	—	—
		省庁に対する環境教育関連施策の調査	環境教育等促進法の主務省に対して、環境教育等に関する調査を行い、とりまとめている。		環境省	—	—
		化学物質と環境に関する政策対話の開催	SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)において、化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの多様な主体の参加と、それによる政策の透明性・説明責任の確保が求められている。このため、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により意見交換を行い合意形成を目指す場として「化学物質と環境に関する政策対話」を開催し、各メンバーの協議による議題の設定、意見交換等を通じた政策提言の実施により、化学物質による環境リスクの低減に貢献する。	参考	環境省	—	—
42	コーディネーター、ファシリテーターの育成を進めること。 民間の人材認定等事業については、登録制度を活用しながら情報の収集と提供を進めること。	人材認定等事業登録制度の適切な運用	環境教育等促進法に基づく人材認定等事業の審査、登録を実施するとともに、ホームページで情報提供を行う。	参考	環境省 (文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	全部	全部

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象

(2)⑧ 情報の積極的公表

(2)⑧ア 政府の保有する情報の積極的公表

43	政府が保有する環境保全に関する情報について、インターネットを通じて提供し、また、白書・調査報告書等によりわかりやすく公表していくこと。広く環境保全活動や環境教育の現場にまで迅速に伝わるよう関係者に積極的に情報提供すること。	各省におけるホームページ等を通じた情報提供(環境報告書等)。調査・研究成果についてホームページ、報告書等により情報提供。環境保全に関する各種データベースの整備等。		各省	—	—	
44	情報については、マスコミやインターネットを通じた効果的な伝達に努めること。ワークショップ、舞台芸術、コンサート等の場を通じて伝達を進めること。	環境教育等促進法に基づく情報発信事業	教職員や子ども達など幅広い層を対象に、環境教育の教材やコンテンツ等を提供する「環境学習STATION」等を運用する。	参考	環境省	全部	全部
		人材認定等事業等の登録、情報提供	環境教育等促進法に基づく人材認定等事業の審査、登録を実施するとともに、ホームページで情報提供を行う。	参考	環境省 (文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	全部	全部
		エコライフ・フェアの実施	毎年6月の環境月間の主たる行事の一つとして1990年以来、環境省(環境庁)、地方公共団体、関連団体、企業、NPO・NGO等と連携のもと、開催している。令和3年度は令和2年度に引き続きオンライン開催とし、遠方の方も参加できるようにした。本イベントは、国民一人ひとりにエコロジカルなライフスタイルを広めていくことを目的として、環境問題の現状と将来を誰にでもわかりやすい形で紹介することにより、環境保全の大切さを理解してもらうとともに、環境保全活動への積極的な参加を促すことを趣旨として展開している。	参考	環境省	全部	—
		地球規模生物多様性情報システム整備推進費(インターネット自然研究所の運営)	インターネットを通じて、自然環境学習の素材としても利用できる国立公園のライブ画像や、我が国の世界自然遺産、絶滅の恐れがある野生生物等の情報を発信する情報システム「インターネット自然研究所」の運営等を行う。	参考	環境省	自然	—
		国立公園満喫プロジェクト推進事業	政府が2016年3月に取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」における、2030年までに訪日外国人旅行者数6,000万人という目標に向け、魅力ある観光資源として、重要な柱のひとつに位置づけられた国立公園等について、優れた自然を守り地域活性化を図ることを目的に、その魅力や楽しみ方等の情報をインターネット等を活用し、国内外に戦略的に発信する。	参考	環境省	自然	—

【青】学習、研修の実施、【赤】教材、学習プログラム等の提供、【黄】学習の場の整備・確保、【緑】ネットワークの整備、【紫】民間が行う取組の振興、【ピンク】普及啓発、【黒】その他

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象
	ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業	産業界・地方公共団体・NPO等と連携し、地球温暖化対策に対する理解と自発的取組の機運醸成を通じて、脱炭素社会づくりに貢献する製品・サービス・ライフスタイルなどあらゆる「賢い選択」を促す「COOL CHOICE」を推進する。特に地球温暖化に関する危機意識の浸透や最新情報の提供に当たっては、各種メディアやHP等の活用、地球温暖化の影響とその対策をわかりやすく伝える動画の公開などを実施している。	参考	環境省	脱炭素	—
	気候変動・防災に関する知識の普及啓発	地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等に関する知識の普及を目的として「気候講演会」を開催した。また、気象や地震に関する知識の普及と防災情報の有効な利用の促進を図ることを目的として、全国の地方気象台等が「防災気象講演会」や地球環境に関わる「出前講座」を開催した。		国土交通省	脱炭素	—
	省エネルギー促進に向けた広報事業委託費	産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門等の省エネルギーに関して、広告・WEBページ・パンフレット等により、国民に情報提供を行う。	参考	経済産業省	脱炭素	—
	新エネルギー等の導入促進のための広報等事業委託費	新エネルギー等設備導入に係る意義及び促進策等の制度に関する情報を事業者及び国民各層に提供することを通じて、新エネルギー等に対する理解促進及び普及啓発並びに制度の円滑な実施を図る。 (ウェブサイト、パンフレット等によるタイムリーな情報発信を通じて、固定価格買取制度の内容や新エネルギー等の導入の意義について情報提供を行った。)	参考	経済産業省	脱炭素	若年層、社会人以降
	循環型社会形成に向けた情報提供事業	循環型社会の形成に関する情報の発信をホームページ(Re-Style)により行い、国民、民間団体及び事業者等における活動のリ・スタイル化を促進する。	参考	環境省	循環	—
	資源循環政策普及広報事業	循環型社会形成に関する法制度の概要と個別分野の3R動向を年度毎にとりまとめ、広く国民に循環型社会形成に向けた政府の取組と現状を紹介する。 (循環型社会形成に関する法制度の概要と個別分野の3R動向を年度毎にとりまとめ、広く国民に循環型社会形成に向けた政府の取組と現状を紹介した。)	参考	経済産業省	循環	—

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象
45 子どもに対しては、関係府省が行う子どもを対象とした見学会、環境月間等で催される行事、パンフレット等を活用し、分かりやすく、興味が抱けるような形で情報を公表していくこと。	こども環境白書の発行	「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」の要点等を、小学校高学年以上を対象にイラストや図表、写真等を用いて親しみやすく理解できるように解説したこども環境白書をホームページにて公開し、環境教育等の推進を図っている。	参考	環境省	全部	児童生徒
	国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)推薦「子ども向け図書」「生物多様性の本箱」～みんなが生きものをつながる100冊	国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)(事務局:環境省)では、生物多様性の理解や普及啓発、環境学習にも役立つものとして、UNDB-J推薦「子供向け図書」(愛称:「生物多様性の本箱」～みんなが生きものをつながる100冊～)を選定。令和3年3月末現在、全国245箇所の施設・図書館において「生物多様性の本箱」展示と、経団連自然保護協議会から各種施設への寄贈を行っている。(令和3年10月事業を終了)			環境省	自然

(2)⑧イ 公表された情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供

46 国民、民間団体、事業者等が公表した情報については、地域の拠点等を通じて、収集し、整理した上で、結果をインターネットや地域の拠点等を通じて広く提供していくこと。	環境教育等促進法に基づく情報発信事業	教職員や子ども達など幅広い層を対象に、環境教育の教材やコンテンツ等を提供する「環境学習STATION」等を運用する。	参考	環境省	全部	全部
	ESD活動支援センター	ESD活動に取り組む様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるよう、文部科学省や関係団体と連携して、ESD活動支援センター及び地方ESD活動支援センター(全国8カ所)を開設しESDに関する情報収集・発信、地域間の連携・ネットワークの構築に向けた取組を実施。	参考	環境省、文部科学省	全部	全部
	地球環境パートナーシッププラザ運営	市民・NGO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップの形成促進を図るため、国連大学と共同で東京・青山に設置。環境保全等に係る情報の収集・提供、交流・意見交換の場の提供、各主体間のパートナーシップ形成の支援等を実施する。	参考	環境省	全部	全部
	地方環境パートナーシップ推進事業	地域のNPO、企業等における環境保全活動等に関する情報提供、各社会主体間のパートナーシップ形成の支援やNPO等の交流・意見交換の場等の拠点として、全国7箇所に設置した地方環境パートナーシップオフィスにおいてパートナーシップ促進のための事業を実施する。	参考	環境省	全部	全部
47 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)」に基づき一定の公的法人による環境報告書の作成、公表を進めるとともに、環境報告書に関する事業者の自主的な取組を、環境報告書の利用の促進、信頼性の向上の観点から支援すること。	環境報告の推進活用事業	環境配慮促進法(※)に基づき、事業者が自らの環境負荷とその低減対策の状況等を取りまとめた環境報告書の作成・公表やその利用促進を図るため、環境報告ガイドライン等を公表すること等により環境情報開示の質的向上を促す中、各事業者においては、環境報告書作成等を通じて従業員の環境保全意識の向上を図るなど、社内教育に環境報告書等を活用する。 (※ 環境報告の提供の促進による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律)(参考1:「環境報告ガイドライン2018年版」、参考2:「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECDガイダンスを参考に～」)	参考1 参考2	環境省	全部	—

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象
(2)⑨ 国際的な視点での取組						
48 国際的な動きを踏まえ、国内で環境教育等に適切に取り組むとともに、国際的な協力を様々なレベルで進め、持続可能な開発のための教育のあるべき姿を国際的に発信していくこと。	ユネスコ未来共創プラットフォーム	我が国のユネスコ活動の効果的な推進のために、国内外の多様なステークホルダーを結集し、国内のネットワーク拠点の戦略的整備と活動成果の国内外への発信、国内のユネスコ活動と国際協力の成果の往還等を一体的に推進。	参考	文部科学省	全部	全部
	日中韓環境協力推進	日中韓三カ国の環境教育関係者によるワークショップ・シンポジウムの開催や環境教育教材の作成により、三カ国における持続可能な開発を担う環境人材の育成を推進する。		環境省	全部	若年層
	水俣病国際貢献推進事業	水俣病のような公害が二度と引き起こされないよう、開発途上国を中心にした国々の環境行政担当者等を招へいし、水俣病の経験から得た教訓を伝える研修等を実施する。		環境省	その他	社会人以降
(2)⑨ア 国際的な動きを踏まえた国内での対応						
49 取組を政府だけでなく地方公共団体、企業、国民等とともに展開していくため、環境省と国連大学が共同で企画し設置した地球環境パートナーシッププラザ等の拠点を通じ、国際的な情報の国内への普及、国内の動向に関する情報の海外への発信を進めること。	地球環境パートナーシッププラザ運営 地方環境パートナーシップ推進事業	地球環境パートナーシッププラザ・地方環境パートナーシップオフィスの運営等を通じて国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組を行うために、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行う。	参考1 参考2	環境省	全部	全部
(2)⑨イ 国際社会との協力						
50 国際機関と必要な協力を図るとともに、開発途上地域に対する環境協力において、人づくりの視点を重視し、現地の持続可能な発展を担う人材を育成するため、環境教育の強化のための支援に関する取組を実施していくこと。 その際には、現地の事情に精通した民間団体等との連携を図りながら、効果的な実施に努めること。	SDGs実現のための教育プログラム戦略的支援信託基金	SDGsの実現に向けて、国連システムにおけるSDG4(教育)の主導機関であるユネスコが実施する教育事業への戦略的支援を実施。(①SDG4支援、②持続可能な開発のための教育(ESD)支援)		文部科学省	全部	児童生徒、 若年層
	国連大学拠出金(国連大学ESDプログラム推進事業費)	国連大学が実施する世界各地でのESDの地域拠点(RCE)の認定、アジア太平洋地域における環境大学院ネットワーク(ProSPER.NET)の構築等の事業を支援する。	参考	環境省	全部	若年層
	水俣病国際貢献推進事業	水俣病のような公害が二度と引き起こされないよう、開発途上国を中心にした国々の環境行政担当者等を招へいし、水俣病の経験から得た教訓を伝える研修等を実施する。		環境省	その他	社会人以降
51 開発途上地域で環境協力を行っている民間団体に対する既存の支援策を引き続き活用するとともに、支援策の充実及び強化を図ること。	地球環境基金による民間活動助成事業	国の出資及び民間の拠出による独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金」により、環境保全に係るNGO活動に対して活動資金を助成する。	参考	環境省	全部	全部

基本方針	施策・事業の名称	施策・事業の概要	備考	実施府省 (共同実施)	俯瞰図	
					分野	対象
3 その他の重要事項						
3(1)① 政府と国民、民間団体、事業との連携、協力						
52	環境保全に関する施策その他の持続可能な社会の構築に関連する施策の策定や実施に当たっては、パブリックコメント、公聴会、意見交換会等により環境保全に取り組む国民各界各層の意見を聴く機会を設けたり、様々な主体との間で経験や考え方を共有するための対話を進めるなど、国民、民間団体、事業者との連携に留意すること。 各主体との連携、協力を当たっては、自発性を尊重し、適切な役割分担を図るとともに、国民、民間団体、事業者が参画して連携の在り方の評価、改善を行うことにより、連携、協力のより良い方法について検討を進めること。	専門家会議等の開催	施策の策定・実施に当たっては、環境教育等推進専門家会議等の有識者会議の開催やパブリックコメントの実施を通じ、広く意見を求める機会を設けている。		各省	—
3(1)② 政府と地方公共団体との連携強化						
53	地方公共団体の担当者を対象として開催する会議や地域の拠点を活用し、緊密な情報交換を行い、地方公共団体との連携を更に強化していくこと。 地方公共団体との連携を図る際には、地方公共団体内でも環境部局と教育部局をはじめ関係部局間の連携が図られるよう、関係府省が連携して適切な配慮を行うよう努めること。 特に、住民に近く環境教育等について大きな役割を果たしている市区町村や学校との情報交換や連携の更なる強化に努めること。	地方公共団体環境教育担当者会議の開催	地方公共団体の環境教育担当者を対象とした会議を毎年実施し、情報提供を進める。		各省	—
54	地方公共団体の計画や方針の策定、先進事例等に関する情報交換の場の提供や情報提供を進めていくこと。	地方自治体環境教育担当者会議の開催 ホームページへの情報掲載	地方公共団体における環境教育に関する計画や方針の策定状況、先進事例等に関する情報交換の場として、担当者会議を実施。また、ホームページに情報を掲載。	参考	環境省	—
3(1)③ 関係府省との連携強化						
55	関係府省連絡会議を開催し、緊密に情報を交換することで、関係府省の連携を強化して、法の適切な運用を図ること。	関係府省連絡会議の開催	関係府省連絡会議を随時開催し、情報交換を行っている。		各省	—